**資料５**

平成30年2月20日

**地域における公益的な取組について**

福祉管理課法人指導担当

　平成３０年１月２３日付で厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長から「社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進について」(別紙)の通知が発出されましたので要点等を以下にまとめました。今後の「地域における公益的な取組」の参考としていただければと存じます。

1. **背景**

子ども、高齢者、障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高めあうことができる地域共生社会の実現を目指している中、法人においては、これまで培ってきた福祉サービスに関する専門性やノウハウ、地域の関係者とのネットワーク等を活かしながら、「地域における公益的な取組」の実践を通じて、こうした地域づくりと連携し、積極的に貢献していくことが期待されている。

**２．責務の趣旨**

すべての法人に課されるものであるが、法人に対して画一的かつ特定の取組を促すものではなく、法人が、保有する資産や職員の状況、地域ニーズの内容、地域における他の社会資源の有無などを踏まえつつ、その自主性、創意工夫に基づき取り組むべきもの。

**３．社会福祉法第24条第2項に規定する要件**

（１）社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される福祉サービスであること

（２）対象者が日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者であること

（３）無料又は低額な料金で提供されること

**４．地域における公益的な取組の考え方について**

　　（１）「社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供されるサービス」について

①地域ニーズを踏まえ、公費を受けずに、新たな社会福祉事業又は公益事業を実施する場合や既存の社会福祉事業等のサービス内容の充実を図る場合が該当する。

　　　　 ②行事の開催や環境美化活動、防犯活動など、取組内容が直接的に社会福祉に関連しない場合であっても、地域住民の参加や協働の場を創出することを通じて、地域住民相互のつながりの強化を図るなど、間接的に社会福祉の向上に資する取組であって、当該取組の効果が法人内部に留まらず地域に及ぶものである限り該当する。

　　（２）「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者」について

　　　　①利用者以外の者であって、地域において、心身の状況や家庭環境、経済状況等により

支援を必要とするものを指す。

　　　　②自立した生活を営んでいるものの、単身で地域との関わりがない高齢者など、現に支

援を必要としていないが、このままの状態が継続すれば、将来的に支援を必要とする

可能性が高い者も含まれ、これらの者に対する予防的な支援を行う取組も含まれる。

③地域住民に対する在宅での介護技術研修の実施やボランティアの育成など、間接的にこれらの者の支援に資する取組も含まれる。

　（３）「無料又は低額な料金で提供されること」について

　　　　①通常要する費用を下回る料金を徴収し、又は料金を徴収せずに実施する。

　　　　②国又は地方公共団体から全額の公費負担がある場合には、この要件に該当しないが、法人による資産等を活用した追加のサービスを行っていれば該当する。

**５．その他**

　　（１）複数の法人で連携も可

　　（２）資産の貸し出しだけでは該当せず、企画・実施までの一連のプロセスへの実質的な関

与が必要

　（３）定期的に地域住民等の意見の聴取と実施状況の検証を踏まえ取組内容の充実や見直し

行っていくことが重要

**６．定款上の位置づけ（定款変更が不要な場合）**

　　（１）恒常的に行われるものではない取組については定款の変更は不要。

　　（２）公益事業のうち、規模が小さく社会福祉事業と一体的に行われる事業についても定款

変更は不要。

**７．所轄庁の役割について**

所轄庁は、法人に対し、特定の事業の実施を強制するような指導を行わないことは当然であ

るが、当該取組の内容が関係法令に明らかに違反するものでない限り、その適否を判断し、指

導は行わないこと。

**８．平成３０年度の現況報告書への記載について**

財務諸表等電子開示システムの現況報告書では「11-2うち地域における公益的な取組（地域

公益事業含む）(再掲)」に記載欄がありますので、上記の内容及び法人の取組状況を確認し

ていただいたうえでご記載ください。